

陳情第164号	受理年月日	令和2年3月10日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	憲法九条を誠実、厳格に守り抜くことを求める意見書の提出について	
要旨	<p>日本の政治は、憲法九条を誠実に守らなければ、日本及び世界の安全は守られないことを、医師中村哲がアフガンで移動中に暴漢によって射殺されたことが物語っている。</p> <p>常日ごろ、中村医師は、アフガンは危険だという忠告に対して、私は憲法九条が守ってくれているから大丈夫だと言っていた。そのとおり、これまでのアフガンでの無防備の活躍は安全であった。</p> <p>ではなぜ中村医師は銃撃されたのか。それは、日本の政治が軍備増強にまい進し、敵地攻撃可能な軍備を整え、中東にまで自衛艦を、戦闘準備を整えて派遣する行為は、もはや憲法九条を捨て去ったとアフガンの政治勢力が捉えたからにほかならない。その状況は、日本人がテロに襲われることを覚悟しなければならないことを知らされた。</p> <p>憲法九条は、日本が戦争を放棄したことのみに意味があるのではないことを、中村医師の死が物語っている。日本人の安全のみでなく、アジアの安全、関係国の安全にも憲法九条は効力を持っているのである。</p> <p>このことから、日本政府は憲法九条が最強の安全保障であることを認識し、かつ、日本国のみでなく関係国の安全をも守る効力があることを認め、憲法九条を誠実、厳格に守り抜くよう求める意見書を日本政府に提出していただきたい。</p>	